

お詫びと訂正

『税理士簿・財でる順計算マスター』第1版第1刷におきまして、下記の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

頁数	誤	正
P18 2	2 賞与引当金の計上 (処理済)	2 賞与引当金の計上 ※処理済でないため、集計が変わります
P19 4	● 労務費 : 前T/B158, 824－6, 912 = 151, 912 ・・・① ● 販売費及び一般管理費 : 前 T/B168, 524－4, 608= 163, 916 ・・・②	● 労務費 : 前T/B158, 824－6, 912 + 7, 776 = 159, 688 ・・・① ● 販売費及び一般管理費 : 前 T/B168, 524－4, 608 + 5, 184 = 169, 100 ・・・②
P19 解答	① 労務費 151, 912 ② 販売費及び一般管理費 163, 916	① 労務費 159, 688 ② 販売費及び一般管理費 169, 100
P50 資料 1	決算整理前残高試算表の一部 (借方) 有価証券 391, 711 (貸方) 繰延税金負債 2, 520 その他有価証券評価差額金 3, 780	決算整理前残高試算表の一部 (借方) 有価証券 390, 811 (貸方) 繰延税金負債 2, 160 その他有価証券評価差額金 3, 240
P53 4	4 L社株式 (支配目的) (1) 評価差額の最振替の未処理	4 L社株式 (支配目的)

【よくある質問と著者からの解答】

【質問 1】

P48

3 その他有価証券の償却原価法(利息法)

利払いが9月・3月なのに償却原価は年度末計算となっていますが、9月に償却をしているのではないのでしょうか。

【回答 1】

3の問題文上から6行目の最後に、「ただし、クーポン利息はすでに計上済みである。」という一文があります。この一文から、「償却原価の計算については行っていない。」ことを読み取って下さい。それで年度末に、償却原価の計算については、1年分を行っているのです。

【質問 2】

P48

3 その他有価証券の償却原価法(利息法)

クーポン利息がすでに計上済であっても、利払日ごとに償却原価法を適用するとすれば、「取得原価×実効利率の6月分」－利払日のクーポン利息で計算するのではないのでしょうか？

【回答 2】

償却原価法についてですが、税理士試験の本試験問題においては、解答のように償却額を年数計算で計算して、それを1/2とする出題になっております。

ご指摘のように、半年ごとの償却額を計算する方がより正確ですが、満期には4,503となり額面を超えてしまいます。

それに対して、年数で計算しますと、額面4,500になります。

このことにより、出題者は、月数計算を要求しておらず、年額での一括計算を要求していると思われまます。

問題文において「期間計算は月数計算とし」（第63回2013年第3問6.より）という指示がない限り、本試験では上記の年数計算で行うようにしてください。

【質問 3】

P51(4) P54

利息法ですが、期末に一気に計算するのではなく、利息日ごとに計算するのではないのでしょうか。

【回答 3】

質問2と同様、問題文において「期間計算は月数計算とし」（第63回2013年第3問6.より）という指示がない限り、本試験では年数計算で行うようにしてください。